

汚泥（脱水ケーキ）焼却処分業務仕様書

1 目的

浜松市食肉地方卸売市場（以下「当市場」という。）で発生する汚泥（脱水ケーキ）を産業廃棄物として適正に処分することにより、良好な衛生的環境を維持することを目的とする。

2 業務の内容

- (1) 汚泥は、汚水処理施設で発生する汚泥（脱水ケーキ）のことをいう。
- (2) 受入日及び受入量は、以下のとおりとする。
 - ア 受入日 原則、週1回（月曜日）と畜場開場日の搬出分を受入れること。10月からは、週2回の搬出分を受け入れること。委託者の都合により、搬出する曜日及び回数に変更がある場合は双方協議して定める。
 - イ 受入量 1回当たりの受入量（処分量）は、概ね5m³とする。
 - ウ その他 臨時に開場日、休場日、開場時間の変更する場合がある。
- (3) 受託者は、当市場内から搬出される汚泥（脱水ケーキ）を焼却処分するものとする。

3 産業廃棄物の適正処理に必要な情報提供

産業廃棄物の発生工程	獣畜の解体時に発生する血液、油脂類を含む水を、活性汚泥法にて浄化した際に発生するもの
産業廃棄物の性状及び荷姿	汚泥状のもの
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	無し
混合等により生ずる支障	無し
日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項	無し
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項	無し
その他取扱いの注意事項	無し

4 その他

- (1) 汚泥は、運搬車の荷台にビニール袋等に詰めた状態のものとする。
- (2) 受託者は、汚泥（脱水ケーキ）処分業務終了後は1か月を単位として、業務完了報告書を速やかに提出すること。ただし、2月については、終了後直ちに提出すること。
- (3) 受託者は、業務遂行に当たって、関係法令を遵守するとともに、外部からの苦情その他発生する諸問題は責任持って解決するものとする。
- (4) 電子マニフェストによる廃棄物の処分登録をすること。
- (5) 電子マニフェスト登録にかかる経費は受託者の負担とする。ただし、排出事業者（委託者）分の電子マニフェストの登録費用は、排出事業者が負担することとする。
- (6) その他本仕様書に記載されていないことは、委託者と受託者とが協議の上、定めるものとする。